

**改正**

昭和48年10月1日条例第26号

昭和55年4月1日条例第12号

昭和59年10月1日条例第17号

昭和60年10月1日条例第26号

昭和63年10月1日条例第17号

平成8年12月26日条例第22号

平成12年3月23日条例第2号

平成25年3月29日条例第10号

坂出市道路占用料条例

(目的)

**第1条** この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づいて、道路の占用料の額および徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)

**第2条** 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、1件の占用料が200円に満たないものは200円とする。

2 占用料の額は、占用開始の日から終了の日までの期間を計算し、次の区分により算定する。

(1) 年額のものにあつては、4月から翌年の3月までを基準とする。ただし、年度中途に占用を許可したものは占用開始の月から、年度中途において期間が満了するものはその月までを月割をもって計算する。月に満たない日の端数を生じる場合は、その日数の総計が15日以内のときは半月とし、15日を超えるときは1月として計算する。

(2) 月額のものにあつては、月額に面積および占用開始の月から占用終了の月までの月数を乗じたものとする。ただし、月の中途において占用を開始または占用期間が満了する場合の計算は、前号後段の規定による。

3 占用料の額の基礎となる占用面積等について、1メートルまたは1平方メートルに満たないものおよび1メートルまたは1平方メートル未満の端数は、それぞれ1メートルまたは1平方メートルとする。

(占用料の減免)

**第3条** 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により、占用料を減免することができる。

(1) 法令の規定により減免しなければならないとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(占用料の徴収方法)

**第4条** 占用料の徴収方法は、次の各号による。

(1) 占用料は、許可と同時に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、市長が定める期間までに納入することができる。

(2) 占用期間が会計年度を異にする場合には、前号の規定にかかわらず、それぞれの会計年度において徴収する。

(占用料の不還付)

**第5条** 既納の占用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、返還することができる。

(罰則)

**第6条** 詐欺その他不正の行為によって占用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

付 則（昭和48年10月1日条例第26号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年10月1日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。（後略）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに許可した道路の占用でその期間が施行日以後における期間に対する占用料の額は、第3条の規定による改正後の坂出市道路占用

料条例第2条第1項及び別表の規定により計算した額とする。

付 則（昭和60年10月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年10月1日条例第17号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに占用を許可したもので、その期間が施行日以後にわたるものの占用料については、昭和64年3月31日までは、なお従前の例による。

付 則（平成8年12月26日条例第22号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月23日条例第2号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月29日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

#### 道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	10
	地下電線その他地下に設ける線類	つき1年	5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	480

	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,400
	郵便差出箱			600
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480
	外径が1メートル以上のもの			950
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設				1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		時価に0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900
	地下に設ける通路			1,500
	その他のもの			1,400
法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44

掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
		その他のもの		2,200
	令第7条第2号に掲げる工作物			1,400
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
その他上記に定めるもの以外のもの		上記に準じてその都度市長が定める額		

備考

- 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）

を支持するものをいい、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものをいい、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものをいい、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 「共架電線」とは、電柱または電話柱を設置する者以外のものが当該電柱または電話柱に設置する電線をいう。

4 「表示面積」とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいう。

5 「時価」とは、近傍類似の土地の時価をいう。